

横須賀石炭火力発電所行政訴訟控訴審
口頭弁論意見陳述（スライド）

**深刻化している気候危機の状況
控訴人らの原告適格
被控訴人の答弁書における反論について**

令和5年10月20日

控訴人代理人 弁護士 小島延夫

9 1, 2 5 5

9 5, 1 3 7

6 1, 6 7 2

9 1, 2 5 5

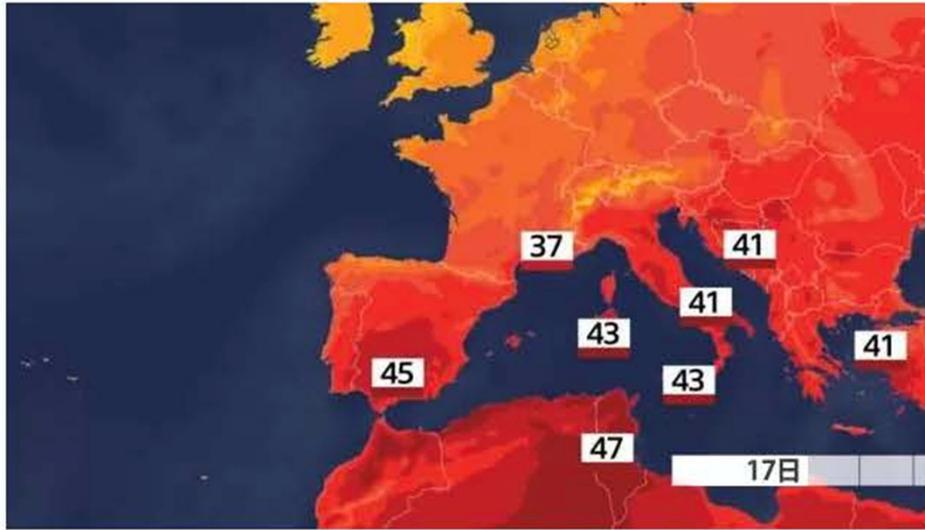
2023年5-9月 日本での
熱中症による救急搬送者数

9 5, 1 3 7

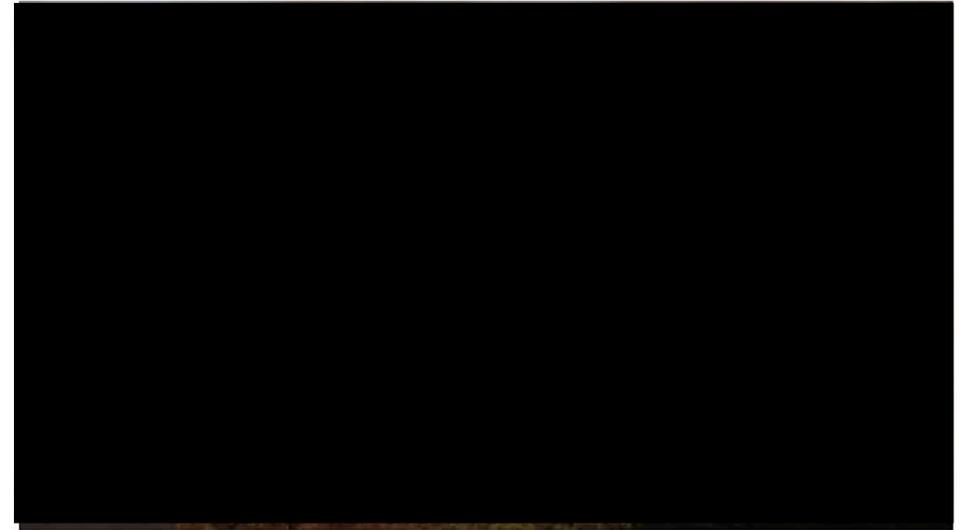
2018年5-9月 日本での
熱中症による救急搬送者数

6 1, 6 7 2

2022年 ヨーロッパでの
熱中症による死亡者数



地中海周辺の17日の最高気温は40度台

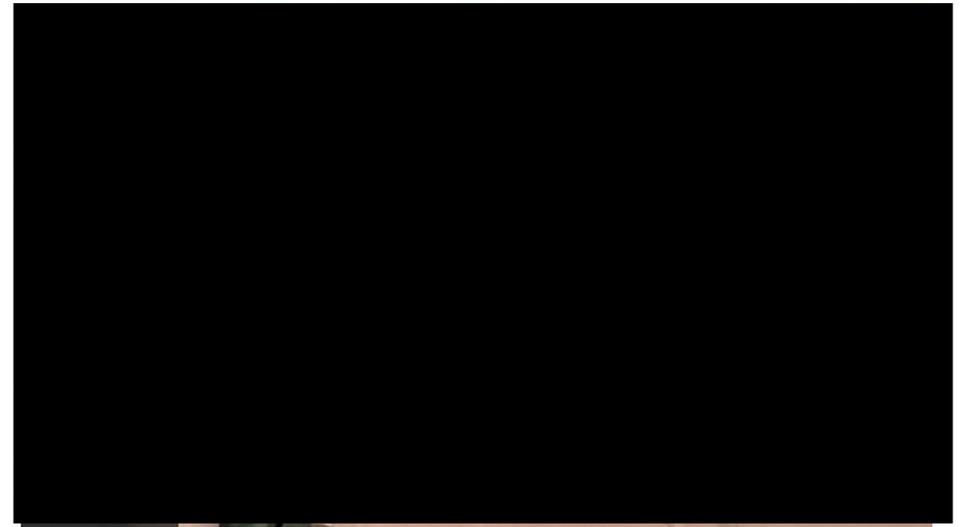


山火事で燃える住宅（17日、ギリシャ・アテネ近郊）

2023年7月17日ヨーロッパ 上と右上

2023年7月16日アメリカ合衆国 右

54.4°C 8月16日デスバレー
公式の世界最高気温か。



カリフォルニア州の「死の谷」ことデス・ヴァリーでは16日、
摂氏56度が観測された

2023年6－8月 世界の平均気温 観測史上最高

2023年7月 世界の平均気温 観測史上最高

2023年8月 世界の平均気温 観測史上2位

2023年9月 世界の平均気温 工業化前から1.72°C高

2023年8月 世界の平均海水温 観測史上最高

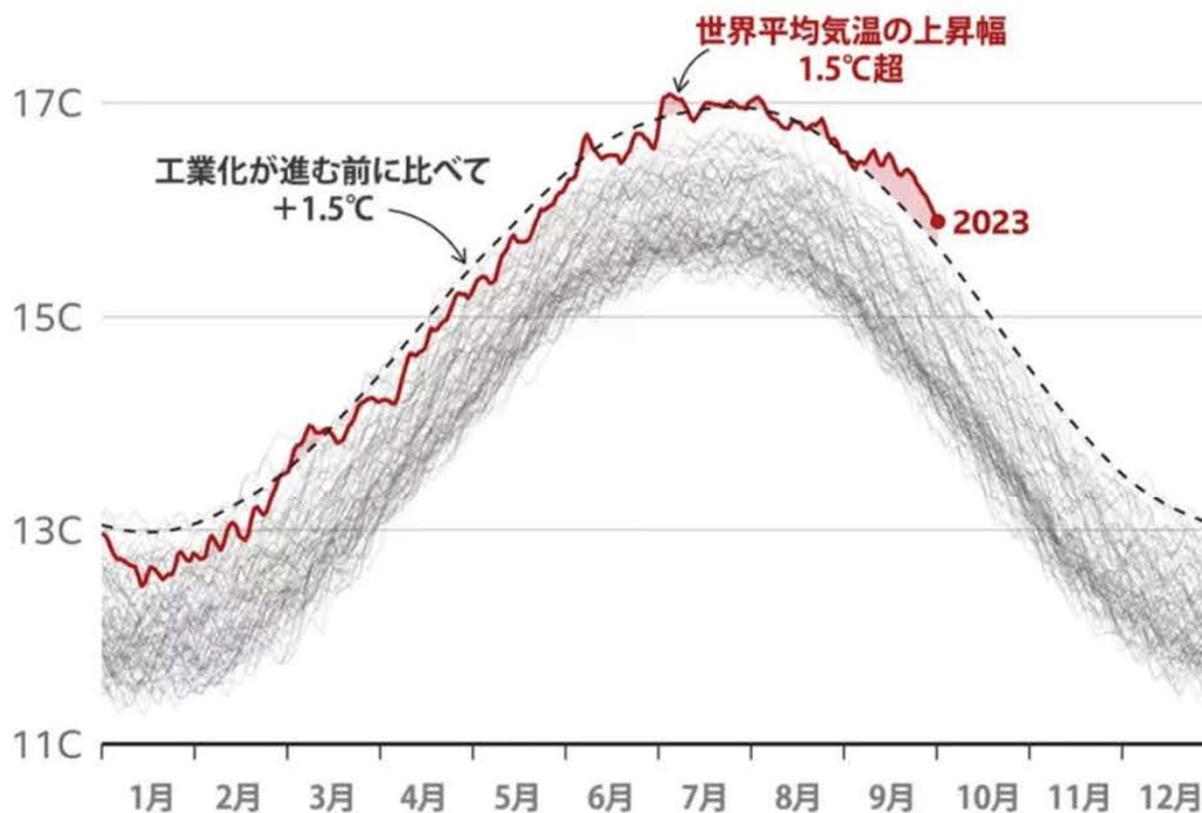
グテーレス国連事務総長 地球沸騰化の時代（7月）

気候崩壊が始まった。「私たちの気候は、地球のあらゆる場所で起きている異常気象に私たちが対応できる速度を超えて、崩壊しつつある。」2023年9月6日

1年の3分の1

世界の平均気温が
工業化以前に比べ、
2023年に1.5°C以上
高くなった日数

すでに地上気温の上昇も
危険な域に達しつつ
ある



注: 2023年10月2日の気温データは暫定値。1本の曲線が個別の年を表す。
工業化以前の平均値は1850~1900年の数値から計算。

出典: 欧州連合コペルニクス気候変動サービス、ヨーロッパ中期予報センター



2023年6月7日
ニューヨーク市
カナダの山火事で大気汚染

ポール・クルーグマン
「これが世界の終わり方な
のだ。」

カナダの山火事で発生した煙の影響で、オレンジ色に染まったニューヨークの空 (2023年6月7日撮影、Gary Hershorn/Getty Images)

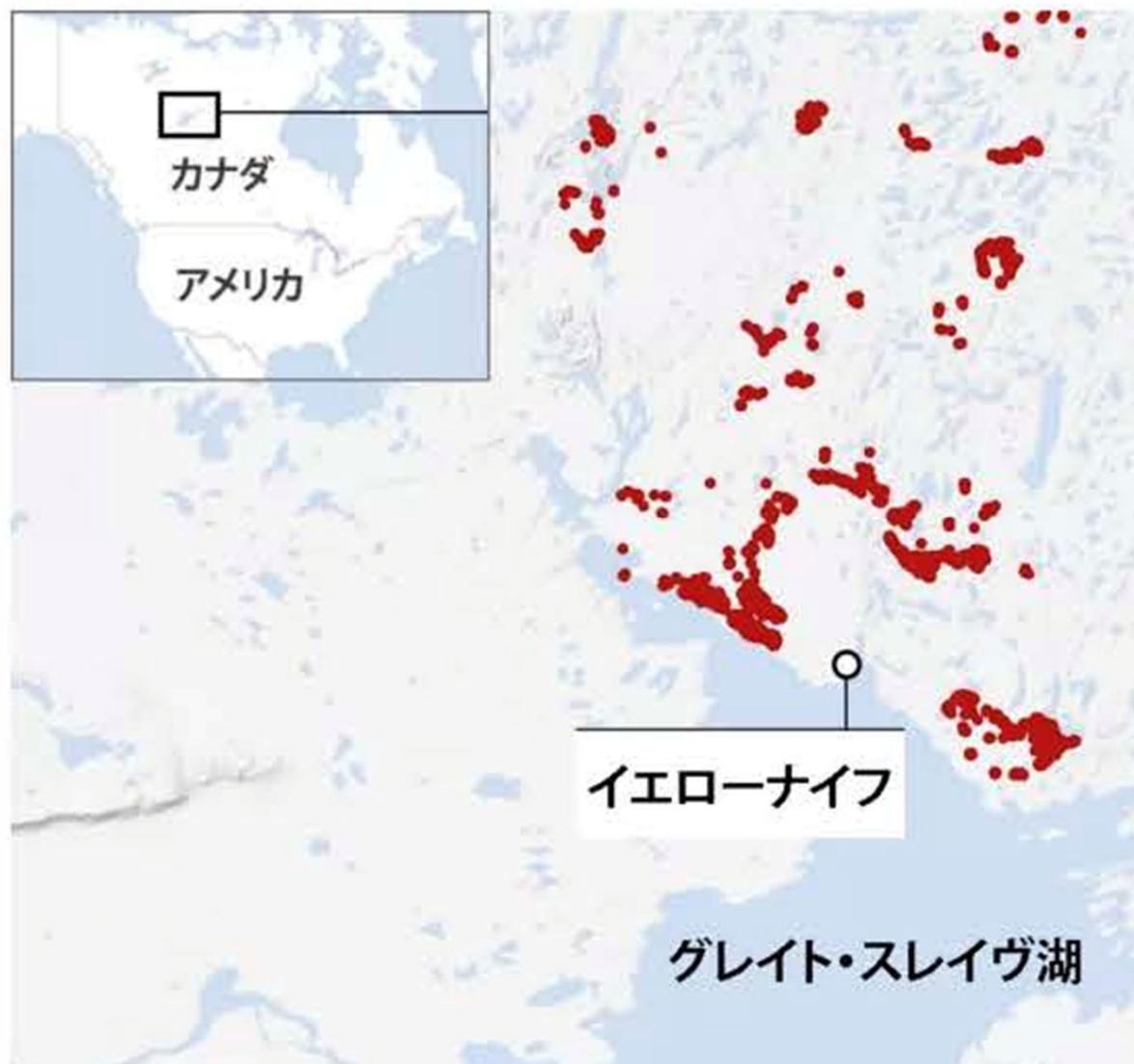
山火事 カナダ

イエローナイフ・ノースウエスト準州
北緯62度 カムチャッカ半島北端
2万人避難命令（8月16日）

ブリティッシュコロンビア州
約3万5000人に避難命令（同）

スペイン領カナリア諸島
1万2000人以上が避難

ハワイ・マウイ島
106名死亡



日本

令和5年春（3～5月）「北・東日本では1946年の統計開始以降、春として1位の高温」

令和5年夏（6～8月）日本全体で、1898年の統計開始以降で最も高くなった。平均気温偏差は+1.76°C

熱中症警戒アラート	1232回（令和5年）
	613回（R3）
	889回（R4）

多くの救急搬送・熱中症死

2023年7月から8月に発生した記録的な高温イベント・アトリビューション

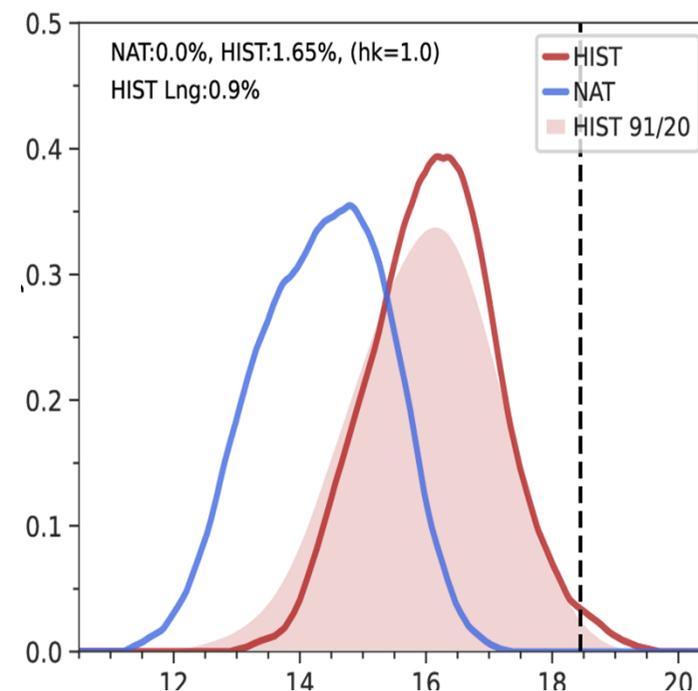
黒破線 実測値

赤実線 2023年の気候条件
発生確率1.65% 60年に一度

青実線 温暖化がなかったと
仮定した場合の気候条件
発生確率0% 起こらない

薄赤色の山型 1991年から
2020年の30年間の
気象条件を利用 発生確率0.9%

高温イベントの発生頻度



日本近海の海面の水温上昇

2023年8月10日

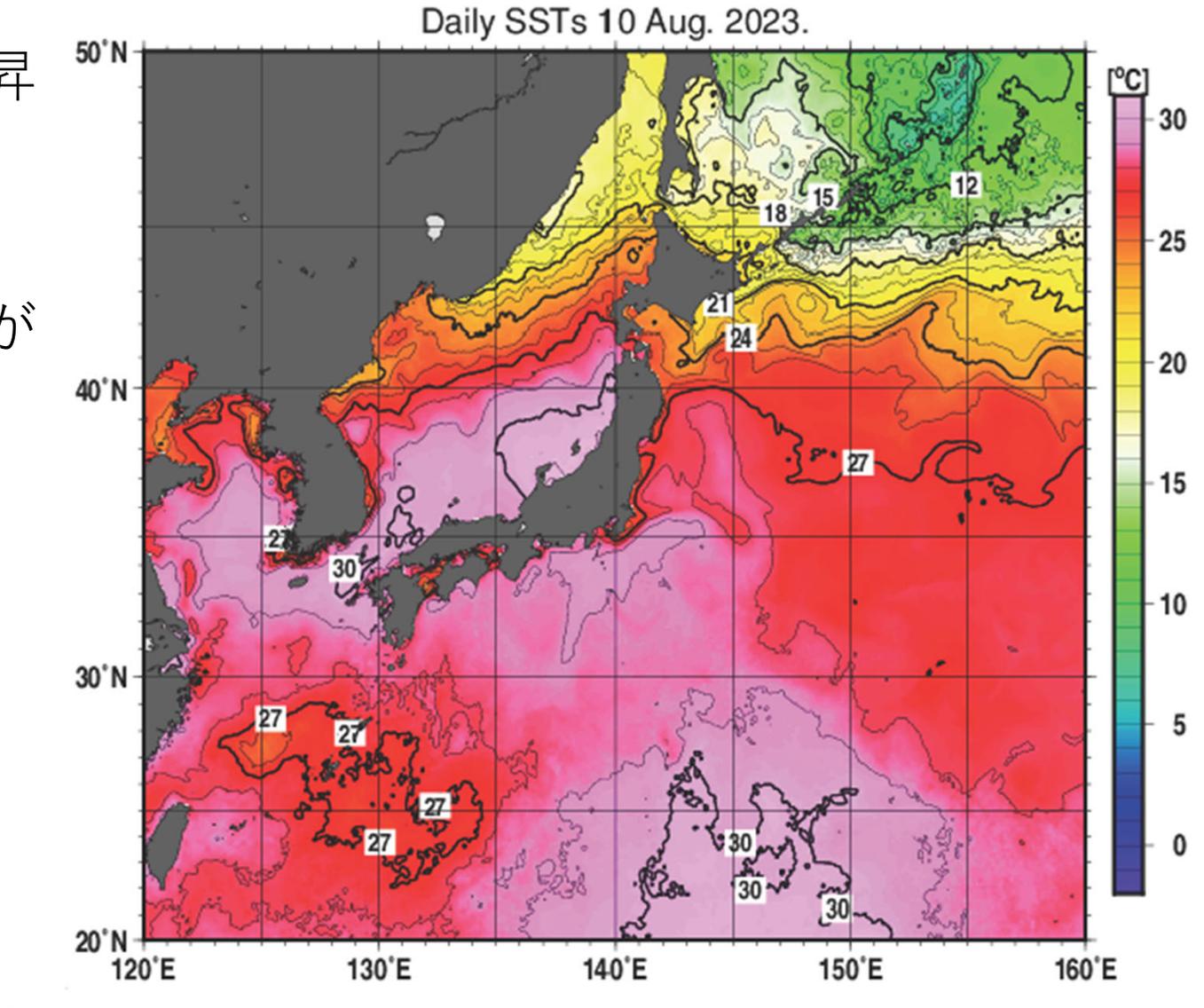
相当広範な日本海沿岸部が
海面水温が30°C以上

(ピンク・太線の内側)

海面水温が30°C以上

→ 海藻類はほぼ枯れ
磯焼け

2013年の例と比較しても
広範で、高い水温上昇



異常気象の頻発・激甚化

海水温上昇 → 大気中の水蒸気量増加 → 豪雨災害

1時間降水量80mm以上、3時間降水量150mm以上、日降水量300mm以上など強度の強い雨の頻度は、1980年頃と比較して、既におおむね2倍程度増加

令和5年度 3月－8月 線状降水帯が18回発生

令和5年6月28日から同年7月16日にかけての大雨
台風2号（6月）、台風6号・台風7号（8月）

リビアでの水害

2023年9月10日・11日

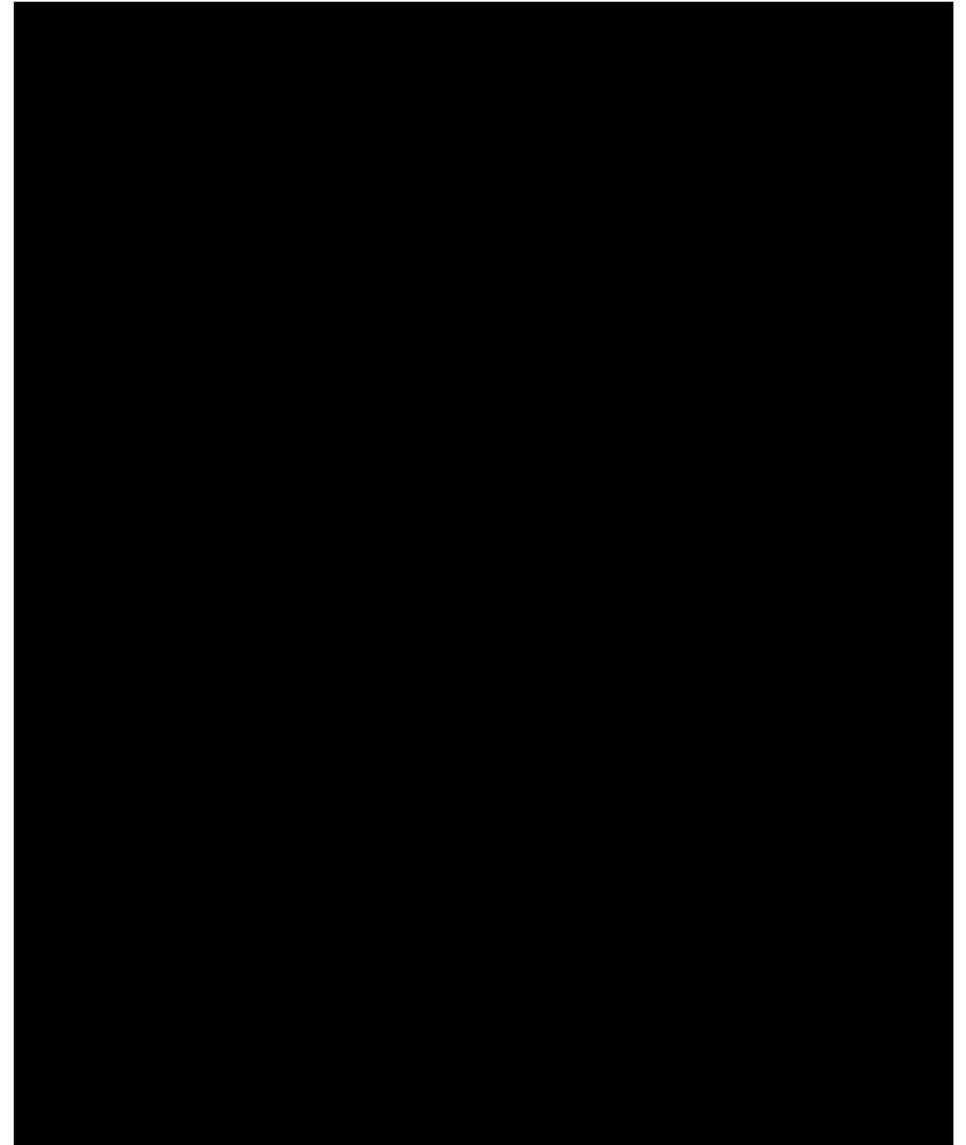
2万人が死亡した可能性

北東部都市アル・バイダでは

24時間雨量が414.1mm

(史上最高・年降水量の倍)

デルナを、ダムが決壊による
洪水が襲った。

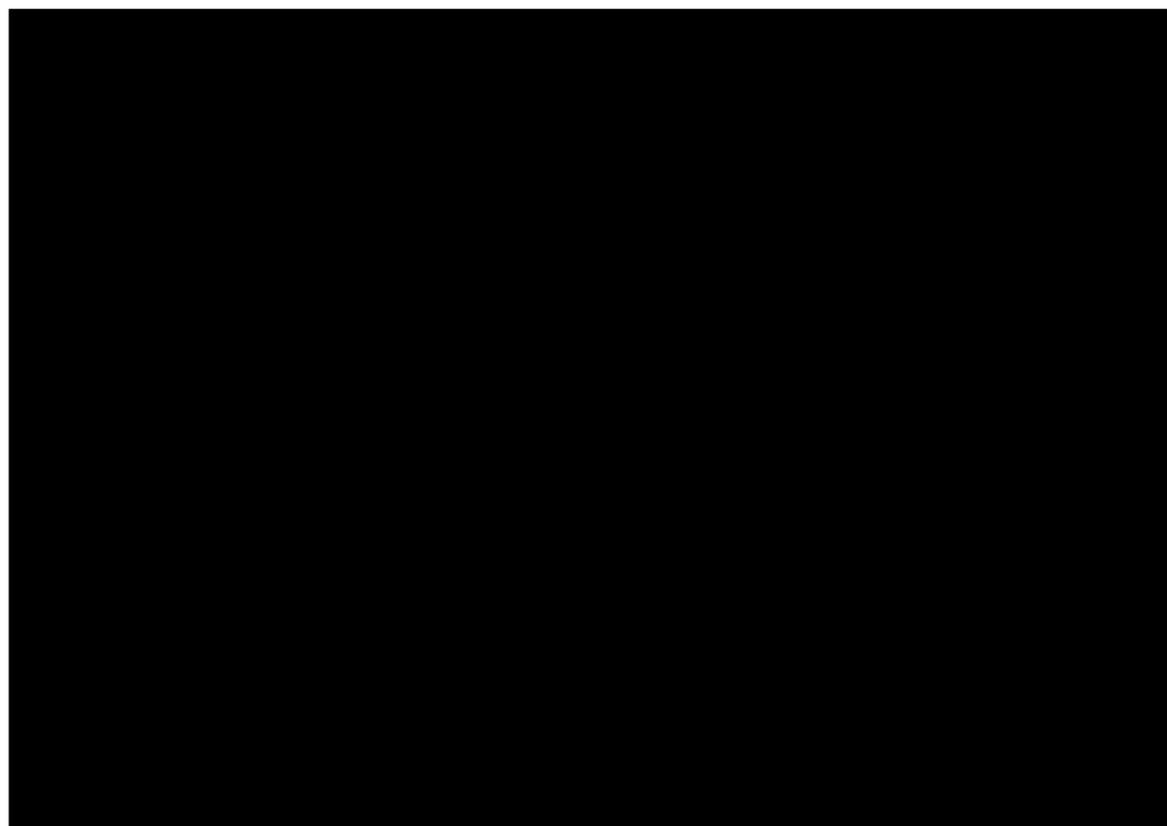


パキスタン 2022年 6月から8月まで
国土の3分の1が水没（日本の本州を上回る）

3300万人避難
1700人以上死亡

雨が止んだ後も
溜まった水は引かず

マラリア感染30万人以上
下痢の症状70万人
病気死亡者345人



国連の担当者「死と破壊の第2波が来ている。」22年10月

ユニセフ 2023年3月時点

150万人以上の子どもが重度栄養不良

健全な水へのアクセスができない人 1000万人

→ 地球の沸騰化・気候崩壊は、
多くの人々の命を奪い、
生活を破壊し、
人々を追い詰めている。

神奈川県が作成した適応対策に係る資料 2022年
(甲361号証)

気温は対策をとらないと4℃上昇し、種子島と同じくらいに猛暑日が40日増加し、熱中症のリスクが高まる。

滝のように降る雨の発生が2倍になる。

洪水や土石災害、農業・漁業などで特に重大な影響

→ 控訴人らの命・健康・財産生業への重大な危機が迫る。

→ 原告適格が肯定されてしかるべき。

原告適格その1

(原判決) 発電所アセス省令は、

- 「環境への負荷の量の程度を把握する手法」(6条6号、22条1項6号)を、
- 「人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法」(6条1号、22条1項1号)と区別して規定し、
- 基本的事項告示及び発電所アセス省令においては、有害物質による大気汚染と温室効果ガスについては評価方法が異なっていることを強調し、
- そこから、温室効果ガスについては、「一般的公益に吸収されない個々人の個別的利益として法的に保護されていると解することはできない」とした。

「人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響」と
「環境への負荷の量の程度」は異なるのか。

「環境への負荷」の定義（環境基本法2条1項）
「人の活動により環境に加えられる影響であって、
環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの をいう」

環境への負荷の量の程度 の把握 とは
**環境の保全上の支障の原因となるおそれのある、
人の活動により環境に加えられる影響の量の把握**

人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響 の把握
と本質的に差異はない。

環境への負荷の量の程度 の把握 によるもの としては、他に
「**廃棄物等（廃棄物及び副産物—残土など）**」（4号）
「**一般環境中の放射性物質**」（5号） がある。

「廃棄物や残土」、「一般環境中の放射性物質」についても
具体的な悪影響を及ぼすような場合には、
1号の評価項目と同様の方法で、
すなわち、「人の健康、生活環境及び自然環境に及ぼす影響を把握する」というように、調査、予測及び評価が行われている。

両者が本質的には異なること、
実際の環境影響を調査予測評価する アセス制度の趣旨、
ベスト追求をする というアセス制度の趣旨 から、
当然のことである。

本件発電所から排出されるCO2と 原告・控訴人らの被害

(原判決) 「本件新設発電所が稼働した際に排出される二酸化炭素が地球温暖化の進行に寄与するとしても、原告らの主張するような豪雨による土砂災害等、海水温の上昇による漁獲量の減少、熱中症の発症等の被害が、**発電所の周辺地域に居住する者等の特定の者との関係で特に増大するものとは認められない。**」

→ 本件発電所からのCO2で被害が増大しないのか。
特定の者の被害を増大させないのか。

豪雨による土砂災害等、海水温の上昇による漁獲量の減少、熱中症の発症等の被害が**増大**すること その1

有害物質による大気汚染・水質汚濁、温排水被害、騒音・振動等

→ 発生点が一番大きく（濃度が高く）、そこから離れていくにしたがって、希釈・拡散していく。全地球規模での濃度は影響を無視できるほどに希薄に、環境影響は無視できるレベル・

その意味で、一定の距離の範囲の者に原告適格 合理性あり。

温室効果ガスによる地球温暖化

→ **すでに温室効果ガスの濃度が高くなっている現状**

→ **排出は、直ちに、温室効果ガスの濃度を上昇させ、地球温暖化の状況を悪化させる。**

豪雨による土砂災害等、海水温の上昇による漁獲量の減少、熱中症の発症等の被害が**増大**すること その2

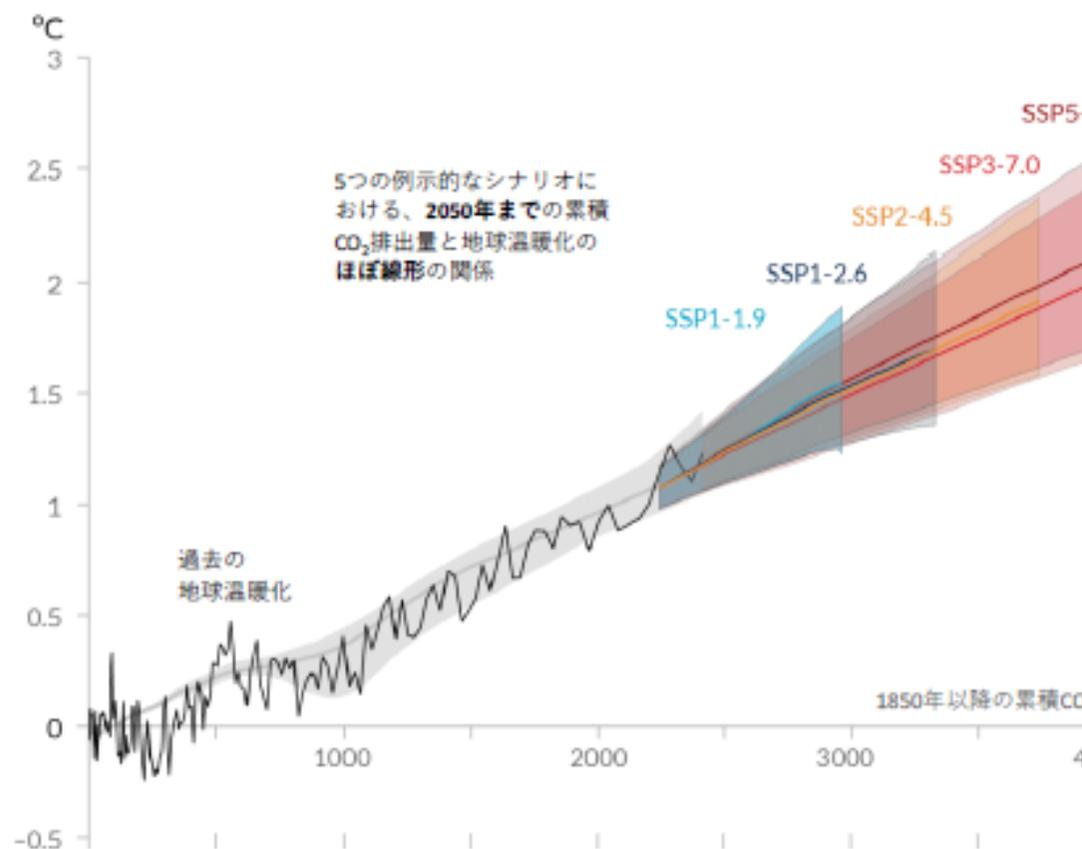
IPCC・AR6WG1（甲313）は、D.1.1において、

「**累積人為起源 CO₂排出量とそれらが引き起こす地球温暖化との間にほぼ線形の関係がある**」（確信度が高い）

IPCC・AR6WG1は、図SPM10（右図）において、「**Every tonne of CO₂ emissions adds to global warming 今後のいかなるCO₂排出も、温暖化に寄与する。**」との表題をつけた。

CO₂排出が1トン増えるたびに地球温暖化が進行する

累積CO₂排出量（GtCO₂）の関数としての1850～1900年以降の世界平均気温の



豪雨による土砂災害等、海水温の上昇による漁獲量の減少、熱中症の発症等の被害が**増大**すること その3

本件発電所による
CO2の排出



平均気温の
上昇



被害リスクの増加
(頻度と程度)

IPCC第5次評価報告書第1作業部会報告・政策決定者向け要約
(甲365) 28頁・訳注M「人為起源の二酸化炭素については、
一旦排出されると非常に長い期間にわたって大気・海洋・生態系を
循環しつつ、**炭素の総量はほとんど減少せず、一定部分が大気中に
残り、放射強制力が持続する。**」

豪雨による土砂災害等、海水温の上昇による漁獲量の減少、熱中症の発症等の被害が増大すること その4

IPCC第5次評価報告書第1作業部会報告・政策決定者向け要約（甲365）26頁「二酸化炭素の排出に起因する人為的な気候変動の大部分は、大気中から二酸化炭素の正味での除去を大規模に継続して行う場合を除いて、数百年から千年規模の時間スケールで不可逆。人為的な二酸化炭素の正味の排出が完全に停止した後も、数世紀も、地上気温は高いレベルでほぼ一定のままとどまる」
= 環境影響は、不可逆的かつ永続的

同26頁「海洋の温暖化は何世紀にわたって続」き、「氷床、海洋の温度及び関連する海面水位上昇は、世界地上気温が安定した後、数百年から数千年にわたり継続する変化をもたらす」 IPCC第5次評価報告書統合報告書・政策決定者向け要約（甲11）16頁

豪雨による土砂災害等、海水温の上昇による漁獲量の減少、熱中症の発症等の被害が**増大**すること その5

本件発電所による排出量は莫大で、無視することができないほど小さなものではない。

1年当たり726万トン

1日だけで約2万トン 日比谷公園から警視庁までの幅で、内堀通りから、財務省、農林水産省のあたりまで（高さ60m）が、1日で覆い尽くされる。そこにいる人はすべて窒息死。CO2は有害。

その年間排出量は、世界各国の76番目から78番目に相当するもので、ラトビア、キプロス、北マケドニアなどとほぼ同じ。100以上の国がそれより少ない量の排出のみ。

世界的にも、これだけ出す施設は、**1000以下**

豪雨による土砂災害等、海水温の上昇による漁獲量の減少、熱中症の発症等の被害が**増大**すること その6

今世紀半ばまでに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする場合、今後30年間に全世界で排出されるCO₂の総量の2250分の1

カーボン・バジェットという観点から見た場合、
気温上昇幅を1.5°C内にとどめるためには、
日本の今後のCO₂排出総量は約67億トン
本件発電所による排出は30年間で約2億2000万トン
本件発電所だけで、3.3%

排出量が残余カーボンバジェットを超過した場合、1.5°Cを超えてさらに温暖化が進行 → 気候変動による被害が極めて深刻に
→ 取り返しのつかない事態となることが科学的に予見されている。

豪雨による土砂災害等、海水温の上昇による漁獲量の減少、熱中症の発症等について、**特定の者の被害が増大すること** その1

温室効果ガスの排出による気候変動の進行がもたらす被害は、地球規模で生じ、世界中のあらゆる場所において発生する。しかし、そのことは**すべての人が同じ危害にさらされている、ということ**を意味しない。

気候変動（温暖化）による甚大な災害・被害は、多くの場合、特定の立場に置かれたものに集中する。

土砂崩れの危険地域内に居住・勤務する者

（河川氾濫）**河川や海岸付近に居住・勤務する者**

熱中症を発症する危害の高い高齢者

海中環境の激変で重要な生業手段を奪われるのは漁業関係者

豪雨による土砂災害等、海水温の上昇による漁獲量の減少、熱中症の発症等について、**特定の者の被害が増大すること** その2

小田急高架最高裁大法廷判決も、
「著しい被害」を受けるおそれの高い者について、
原告適格を肯定

小田急高架の事案は、騒音被害

騒音被害は、発生点から次第に減衰していくという被害特質を有する。そこで、距離で特定するのが適切

地球温暖化の場合

「著しい被害」を受けるおそれの高い者は、典型的に特定可能

環境アセスメントとは何かを踏まえた判断を その1

環境アセスメントという制度が設けられたのは、今日、基準が設定されている項目の基準を満たす（基準クリア）だけでは、環境の保全上の支障を防止することができない状況にある。

→

- 可能な限り環境負荷を低減し、最善の措置をとることができるようにする（**ベスト追求型**）
- **現実にどのような影響が発生するか**をあらかじめ**調査・予測・評価**し、環境影響の低減を目指す。
- **実効的な参加による環境保全の実現**
- **手続的統制を通じた適正な環境配慮の実現**

環境アセスメントとは何かを踏まえた判断を その2

二酸化炭素排出による地球温暖化による気候変動は、人の生命や健康、財産や農林水産資源を含む生活環境に重大な被害を与えつつあり、さらに、気温上昇が1.5°Cを超えた場合に、生命健康や生活環境への被害はより重大なものとなる。

→ 日本法上、このように、人の生命や健康、財産や農林水産資源を含む生活環境に重大な危害を加えるおそれがある場合、事業者が負う注意義務は？

環境アセスメントとは何かを踏まえた判断を その3

新潟水俣病訴訟判決（新潟地判昭和46年9月29日・判時642号96頁）

「人の生命健康・生活環境に重大な危害を加えるおそれがある」
事業を営む場合の事業者は、「最高の技術を用いて調査し、これが結果に基づいて、生物、人体に危害を加えることのないよう万全の措置をとるべき」

「右結果回避のための具体的方法は、その有害物質の性質、排出程度等から予測される実害との関連で相対的に決められるべきであるが、最高技術の設備をもつてしてもなお人の生命、身体に危害が及ぶおそれがあるような場合には、企業の操業短縮はもちろん操業停止までが要請されることもある」

環境アセスメントとは何かを踏まえた判断を その4

同判決は「人の生命健康・生活環境に重大な危害を加えるおそれがある」事業を営む事業者の注意義務についての指導的法理

この法理は、調査義務も含む。

環境影響評価法及び電気事業法46条の2から23までの規定は、そうした調査義務の内容を具体化し、行政法上の義務としても規定したものであるが、これは同時に、民法上の注意義務の内容を具体化するものでもある。日本法上は、環境アセスメントを実施する責任は、事業者が負っている。

この調査義務を履行したかどうかは、裁判所の判断事項
行政の判断を尊重すべき場面はない＝行政の裁量に委ねられない。

本件違法性は明らか　そもそも検討をしていない。その1

適切な複数案の設定・検討が環境アセスメントの核心（同じ目的を達成できるが、当該事業とは異なると評価できる内容を持った事業を、発案し、検討するということ）

→ CO2排出量・温排水の排出量が半分以下または0、
硫黄酸化物とばいじんの排出はほぼゼロ・PM2.5 ほぼゼロ
窒素酸化物の排出もほぼ半減・光化学オキシダントも大幅減
の発電方法があるのに、その複数案検討をしていない。

本件新設発電所から排出される二酸化炭素による地球温暖化の影響を計画段階配慮事項に選定していない。

発電所アセス省令28条1項が義務付けている、環境保全措置に関する検討がまったくおこなわれていない。

本件違法性は明らか そもそも検討をしていない その2

簡略化の結果、大気汚染に関し、学校・病院などの現地調査、バックグラウンド濃度調査がされていない。

簡略化の結果、「漁業権の行使の状況、漁業操業範囲、遊魚等の実態」についての調査、漁業という観点からみた、主要な魚等の遊泳動物生息場又は漁場が改変される内容及び程度についての調査・予測、主要な漁業対象魚種の調査がされていない。

解体工事による石綿の飛散による周辺地域の汚染の可能性についての調査もされていない。

PM2.5、光化学オキシダントについての調査・予測がされていない。